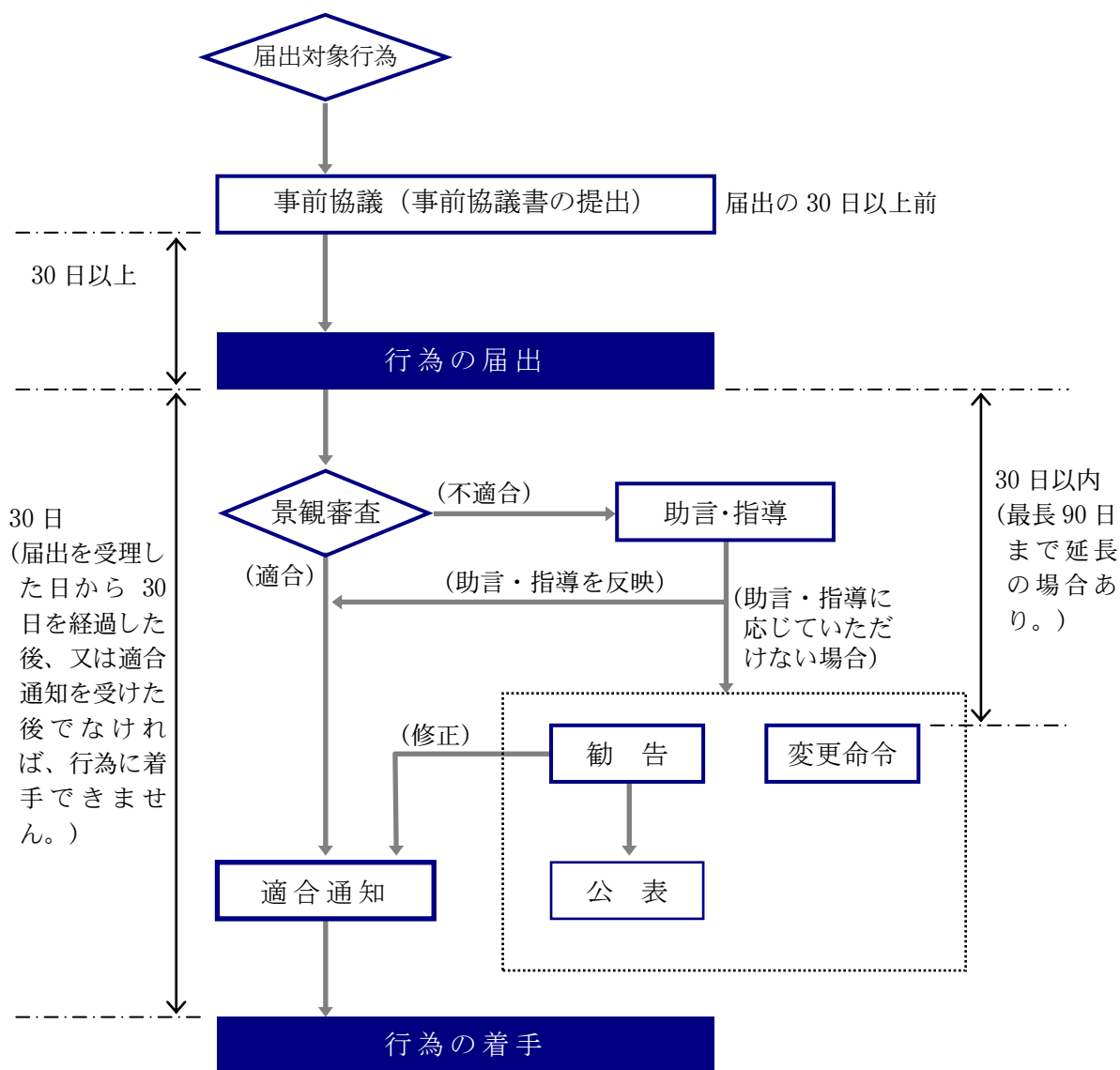


【届出フロー図】



- 届出に当たっては、条例に定める図書を市に提出します。
- 届出を受理した後、市が審査を行いその結果を 30 日以内に通知します。このとき、景観形成基準に適合しない行為に対しては、設計の変更等の必要な勧告を出すことができます。
- 建築等の行為着手は、届出が受理された日から 30 日を経過した後、又は基準に適合した通知を受けた後に行わなければなりません。場合により審査が 90 日まで延長されることもあります。
- 景観形成重点地区における建築物の建築等及び工作物の建設等に係る行為のうち、形態・意匠の制限に適合しない行為については、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じる（変更命令）ことができます。